

交通安全施設の設置基準（一部抜粋）

■ カーブミラー（道路反射鏡）

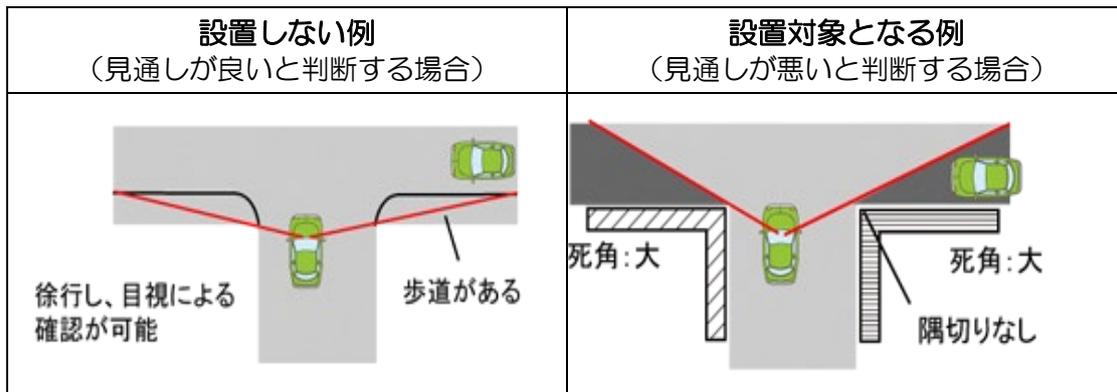
(1) 目的

カーブを描く道路や交差点において、建物などの存在により死角となる方向の道路の様子を手前から目視できるようにするための補助的な安全確認を目的とする。

(2) 設置基準概略

カーブミラーの目的に鑑み、①見通し、②交通量、③道路の線形等の項目により判定している。

(3) 参考例（一部）



■ ガードレール（車両用防護柵）

(1) 目的

主として進行方向を誤った車両が路外、対向車線または歩道等に逸脱するのを防ぐとともに、車両乗員の傷害および車両の破損を最小限にとどめて、車両を正常な進行方向に復元させることを目的とする。

(2) 設置基準概略

ガードレールの目的に鑑み、①崖等の区間における路外への危険度、②道路状況による設置の可能性等の項目により判定している。

(3) 参考例（一部）

①崖等の区間における路外への危険度は、概ね路側高さ4mかつ法勾配1.0以下

②川、水路に建設する区間においては、概ね車が水没する1.5m

■ 道路照明灯

(1) 目的

夜間において道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視環境を確保し、道路交通の安全、円滑を図ることを目的とする。

(2) 設置基準概略

道路照明灯の目的に鑑み、①照度関連、②道路状況等の項目により判定している。

(3) 参考例（一部）

①既存の照明灯（防犯灯、街路灯等）から概ね40m以上離れていること。

市まちづくり支援課より

②信号機、歩道の設置されている交差点等、夜間の交通上特に危険な場所

■ 防犯灯

(1) 目的

夜間に不特定多数の歩行者が通行する生活道路（集落間、通学路等）において、犯罪被害を防止することを目的とする。

(2) 設置基準概略

①照度関連、②道路の想定利用状況等の項目により判定している。

※集落間の区間又は通学路等を優先的に設置します。

(3) 参考例（一部）

①既存の照明灯（防犯灯、街路灯、店舗）から概ね 30m 以上離れていること。

（4m 先の人の存在が確認できる限界）

②不特定多数の歩行者が利用すること。（近隣の世帯数 10 世帯以上、新規分譲地は 3 世帯以上）